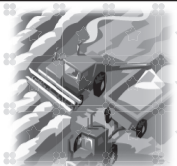


# 担い手通信



第32号  
平成29年9月発行

大仙市 農林部 農業振興課  
大仙市大曲花園町1番1号  
電話：0187-63-1111  
FAX：0187-62-9388

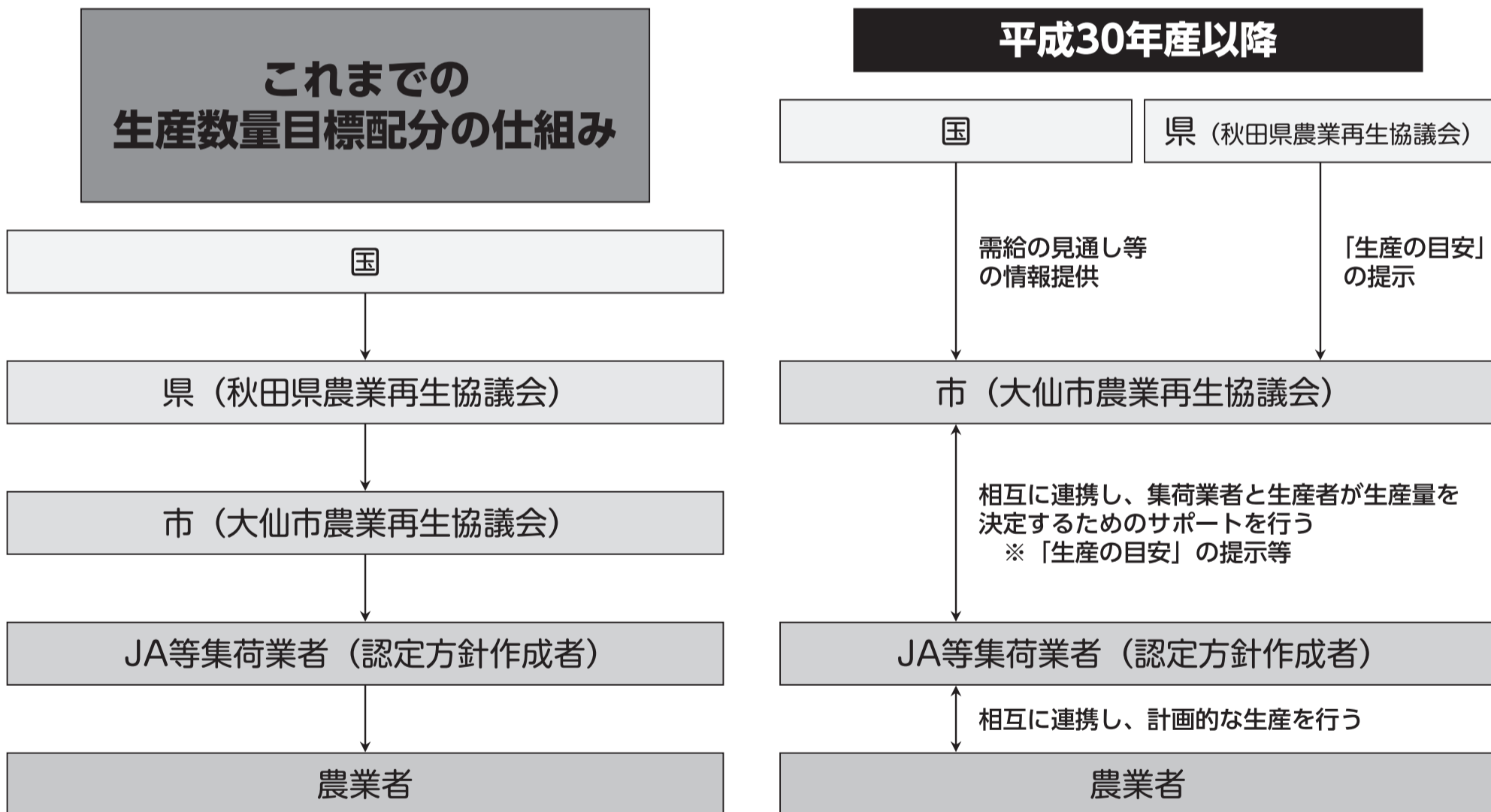
## 今回のラインナップ

- ★平成30年産以降の米生産について  
～行政による生産数量目標配分が廃止されます～
- ★平成30年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います
- ★平成29年度機構集積協力金の交付基準について

## 平成30年産以降の米生産について ～行政による生産数量目標配分が廃止されます～

米の生産数量目標配分については、これまで国が県に、県は市町村に、市町村はJA等集荷業者に配分する仕組みを取ってきましたが、平成30年産からは、このような行政による生産数量目標の配分が廃止され、農業者やJA等が自らの農業経営・販売計画に基づき、生産量を決定する仕組みへと変わります。

米の国内消費量が減少し続け、産地間競争が激しさを増す中であって、米どころである秋田県が勝ち残っていくために、農業者の皆様におかれましては、委託販売している場合は、米を販売するJA等集荷業者から示される販売計画に基づき、また、直接販売している場合は、販売先のニーズに基づいて米を生産していくことが重要になります。



### 【秋田県（秋田県農業再生協議会）】

秋田県農業再生協議会は、現在の生産数量目標の配分に代わり、当分の間、秋田県産米の需要動向や在庫の見通しを踏まえた、秋田県全体の「生産の目安」を算定し、公表します。

### 【大仙市（大仙市農業再生協議会）】

上記の秋田県が示す県全体の「生産の目安」をもとに、大仙市農業再生協議会では、11月末時点の水田台帳面積に応じた「生産の目安」を算定し、JA等の認定方針作成者及び方針未参加の農業者へ提示します。

# 平成30年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います

経営面積の拡大や複合経営の新規取り組みなどを計画し、農業用機械やハウスなどの施設の導入を検討されている方は、10月6日（金）まで、農業振興課や各支所農林建設課、JA各営農センターへご相談ください。  
 国・県・市の補助事業の実施内容については現在のところ未定ですが、事業を実施するためには、コスト削減（現状から1割削減）や対象機械ごとの必要面積など様々な要件がありますので、ご注意ください。  
 また、要望を提出したことで必ず事業採択されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

## 【参考】平成29年度に実施している事業内容等

- 経営体育成支援事業（国庫補助事業）  
 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体が、融資を受けて農業用機械の導入をする場合に、融資残について補助金を交付することで、主体的な経営展開を支援します。  
 【対象】トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械  
 【対象者】人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等  
 【補助率】税抜事業費の3/10以内（上限額：300万円）
- 未来にアタック農業夢プラン応援事業（県単補助事業）  
 県の戦略作物の生産拡大に必要な農業用機械・施設等の整備費を支援します。  
 【対象品目】県指定戦略作物、畜産、果樹、花き、葉たばこ等  
 【対象者】認定農業者等 【補助率】4/12以内 ※市の協調助成あり（1/12～3/12）

# 平成29年度機構集積協力金の交付基準について

## 農地の出し手に対する支援

### ◆経営転換協力金◆

経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人が農地中間管理機構（秋田県農業公社）に農地を貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸された場合、貸付面積に応じて交付されます。

機構への貸付面積	新規集積農地(※)	新規集積農地以外	下限額	上限額
0.5ha以下	3.5万円/10a	1.5万円/10a	12万円/戸	30万円/戸
0.5ha超2ha以下			20万円/戸	50万円/戸
2ha超			28万円/戸	70万円/戸

※新規集積農地……農地中間管理機構へ農地を貸し付ける前の1年間において、担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）が特定農作業受託を含め、一度も耕作したことがない農地を担い手に転貸した農地

### ◆耕作者集積協力金◆

機構が借り受けた農地もしくは公表された借受希望者（受け手）の経営農地に隣接する農地、または2筆以上の隣接する農地を機構へ貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸された場合、その農地を耕作していた農業者へ交付されます。

新規集積農地	新規集積農地以外
1.0万円/10a	0.5万円/10a

## 地域に対する支援

### ◆地域集積協力金◆

地域における話し合い（人・農地プラン）によって、地域（集落・学区区など外縁が明確な同一市町村内の区域）内の農地の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、地域に交付されます。

機構への貸付割合	新規集積農地	新規集積農地以外
2割超5割以下	1.5万円/10a	左記単価を上限に地域へ残額を分配
5割超8割以下	2.1万円/10a	
8割超	2.7万円/10a	

### 地域集積協力金の使い道は・・・？

「地域」が県や市と協議し、地域の農業の発展に役立つと考えられる方法で自由に使い道を決めることができます。

### 【※留意事項※】

- 上記3つの機構集積協力金は、平成29年1月から12月末までの間に農地を機構に貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸されることが条件になりますので、農地の貸し借りを検討されている方は、お早めにご相談ください。
- 農地の出し手に対する協力金が優先的に交付され、経営転換協力金→耕作者集積協力金→地域集積協力金の順に予算配分されます。したがって、予算状況等によっては、上記交付単価のとおりには交付できない場合があります。
- 上記ルールによって地域集積協力金の新規集積農地以外へ満額配分してもなお予算に余裕がある場合は、上限額まで経営転換協力金、耕作者集積協力金の順に再配分されます。
  - 再配分の対象 上記ルールでの配分額が上限額に満たない者
  - 配分計算方法 予算の残額から計算した単価で、貸付面積に応じて配分

### 【農地中間管理事業を活用しましょう！】

農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りについては、随時相談を受け付けておりますので、農地の貸し借りを検討されている方はお近くのJA各営農センター、市役所農業振興課・各支所農林建設課及び農業委員会にご相談ください。